

アルゼンチン共和国向け原産地証明書への記載事項について

—証明機関の名前、住所、国名、電話番号、FAX番号の記載が必要です—

先般、アルゼンチン共和国向けの原産地証明書（以降 C/O）について複数の申請者より、現地の取引先から C/O に証明機関の住所や電話番号等を記載するよう指示を受けたが可能か、との相談がございました。

本件につき、アルゼンチン共和国大使館領事部へ照会いたしましたところ、同国の C/O に関する現行規定（注 2 参照）に、C/O 上に証明機関の連絡先データの記載を要する旨が定められており、最近、現地税関から、日本の商工会議所が発給する C/O に同データが記載されていない事例がある旨の通報を受けたとの回答がございました。

当所においても当該規定を確認しましたので、今後、東京商工会議所にアルゼンチン共和国向けの C/O を申請される事業者におかれましては、C/O 「6.Remarks」欄に下記文言を記載のうえご申請ください。

（アルゼンチン共和国向け原産地証明書への記載文言－「6.Remarks」欄に記載－）

The Tokyo Chamber of Commerce and Industry
3-2-2,Marunouchi,Chiyoda-ku,Tokyo 100-0005 Japan
TEL: +81-3-3283-7610 FAX:+81-3-3201-6265

（注 1）上記文言を C/O 「10.Certification」欄に記載することはできません。また、上記文言を典拠インボイスに記載する必要はありません。

（注 2）

「アルゼンチン共和国経済産業省所管通達第 1996/763 号第 6 条」

第 6 条 原産地証明書には予め決められた用紙あるいは書式を要求しない。しかし、前の条文にある宣誓申告以外に下記情報を明確に整理された形で表明する必要がある。

- a) 製造者、最終生産者または輸出者（名前、住所、国、電話、FAX）。
- b) 原産地を証明する商品の名称。
- c) 出荷港または出荷地。
- d) 輸送手段。
- e) (商品の) 個数とその計量単位。
- f) アルゼンチン共和国側の輸入者。
- g) 証明機関または団体（名前、住所、国、電話、FAX）。公共団体の場合は所管の公共機関名、民間団体の場合は原産地証明を発行する許可を得た日付及びその権限を与えた公共機関名。*
- h) 証明者の署名、氏名及びその印。
- i) 証明の発行地及び日付。

*現状、商工会議所の連絡先データの記載があれば、所管機関名等の記載がなくても現地で問題は生じておりません。

以上